

返金保証サービス約款

2024 年 1 月 30 日

第 1 条（目的）

本約款は、ニフジ株式会社（以下「当社」という）が利用規約（<https://www.nifuji.jp/terms>）（以下単に「利用規約」という）で定める輸入代行サービス（以下「本サービス」という）を利用したお客様に、一定の場合に商品代金を返金する制度（以下「返金保証サービス」という）について定めるものとする。

第 2 条（定義）

本約款において用いる用語の定義は、本約款において特に定義された場合を除き、利用規約と同一とする。

第 3 条（返金保証の付帯）

- 1 お客様は、本約款に定める登録料を支払うことで、商品に返金保証サービスを付帯することができる。
- 2 返金保証サービスを付帯することができる対象商品（以下「付帯可能商品」という）は、別紙に定めるワクチンとする。
- 3 返金保証サービスが付帯される商品は、付帯可能商品のうち、返金保証サービスの契約が成立した日より 1 年間（以下「対象期間」という）の間にお客様が注文した商品とする。
- 4 お客様が返金保証サービスの契約の更新を希望する場合には、あらためて返金保証サービスの申込を要するものとする。

第 4 条（登録料）

- 1 返金保証サービスの登録料は、年間 5,000 円（税抜）とする。
- 2 当社は、理由の如何を問わず、受領した登録料の返金を行わない。

第 5 条（返金保証の利用）

- 1 お客様は、返金保証サービスを付帯して取得した商品について、未使用のまま使用期限が経過した場合、当社が当該商品（以下「対象商品」という）を確認するために必要な情報（商品名、数量、製造番号、未使用のまま使用期限が経過したことを確認できる画像等を含むがこれに限られない）を、電子メールその他当社の方法により当社に通知することで、返金を依頼することができる。

2 当社は、前項の通知を受け、前項の事実が確認できた場合、対象商品の商品代金（輸入通関に要した輸入消費税及び地方消費税等を除く）を、1,000,000 円を上限として、お客様に返金するものとする。

第 6 条（遵守事項）

1 返金保証サービスは、お客様が安心して本サービスを利用できるようにすることを目的としており、お客様はそれ以外の目的で返金保証サービスを利用しないものとする。

2 お客様は、返金を受けた商品については直ちに破棄し、また、使用期限を経過した商品につき有償無償を問わず譲渡せず、一切の利用行為をしないものとする。

3 当社は第 1 項の利用目的及び前条第 1 項の事実を確認するため、必要な範囲でお客様に追加情報等の提供を依頼することができ、お客様が合理的な理由なくこれに応じない場合、前条第 2 項の返金及び本サービスの提供を停止し、または、返金保証サービスが付帯されたサービス利用契約を解除できるものとし、当社はこれによって生じる一切の損害等について責任を負わない。

第 7 条（損害賠償）

お客様は、本約款に規定されていることに違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、その損害を保証しなければならないものとする。

第 8 条（その他）

本約款は利用規約と一体として効力を有し、本約款に定めのない事項については利用規約に定めるとおりとする。

別紙

返金保証サービス第3条第2項に定めるワクチンは、以下のとおりとする。

分類名称
2種混合ワクチン
3種混合ワクチン
5種混合ワクチン DTaP・ポリオ・ヒブ
6種混合ワクチン
A型B型肝炎ワクチン
A型肝炎ワクチン
B型肝炎ワクチン
MMRワクチン
インフルエンザワクチン
コレラワクチン
ダニ脳炎ワクチン
ポリオワクチン
ロタウィルスワクチン
狂犬病ワクチン
子宮頸がんワクチン
水疱瘡ワクチン
髄膜炎4価ワクチン
髄膜炎B価ワクチン
髄膜炎C価ワクチン
腸チフスワクチン
腸チフスワクチンA型肝炎混合ワクチン
肺炎球菌ワクチン
日本脳炎ワクチン